

日野町空家等除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の安心かつ安全な生活環境を確保するため、町民の生命や財産を脅かす空家等の除却に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、日野町補助金等交付規則（平成10年日野町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「空家特措法」という。）第2条第1項に規定する空家等をいう。
- (2) 特定空家等 町長が空家特措法第2条第2項に規定する特定空家等と認める空家等をいう。
- (3) 危険空家等 放置すれば周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある空家等であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 木造または軽量鉄骨造であること。
 - イ 別表第1により評価した住宅の評点が100以上であること。
 - ウ 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
 - エ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であつても、当該権利の権利者が当該空家等の除却について同意しているときは、この限りでない。
 - オ 補助金の交付を受ける目的で故意に損壊されたものでないこと。
- (4) 除却工事 空家等のすべてを解体し、その廃材等の撤去および処分ならびに除却後の整地を行うこと。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる要件のすべてを満たす町内に存する特定空家等または危険空家等の除却工事とし、その他の交付の要件は別表第2に掲げるとおりとする。

- (1) 特定空家等または危険空家等およびその敷地内にある建築物、工作物、竹木、動産等のすべてを除却し、更地にすること。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)その他特定空家等または危険空家等の除却工事に関する関係法令の定めによる手続を適切に行うこと。

(3) 除却工事に関して、国または県その他公共的団体等から補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 特定空家等または危険空家等の所有者(登記事項証明書の表題部もしくは権利部に記載される者または固定資産課税台帳に所有者として記載される者をいう。)

(2) 前号に掲げる者が死亡している場合において、当該特定空家等または危険空家等の所有者の法定相続人

(3) 前各号に掲げるもののほか、特定空家等または危険空家等の処分について、権利を有していると町長が特に認める者

2 前項の規定に関わらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者としなない。

(1) 町税等の滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員である者

(3) 特定空家等もしくは危険空家等の所有者が複数人いる場合または所有者が死亡している場合において、当該所有者の全員または当該所有者の法定相続人の全員から当該特定空家または危険空家等の除却についての同意が得られない者

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費を除いたものとする。

(1) 家財道具の除却に要する経費

(2) 跡地の盛土および舗装に要する経費

(3) 登記その他の事務手続に要する経費

(4) 前各号に掲げるものの他、町長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費または特定空家等もしくは危険空家等の延床面積に次

の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額を乗じて得た額のいずれか少ない方の金額に5分の4を乗じて得た額とし、80万円を限度とする。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 木造 除却工事を実施する年度における国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における木造の1平方メートル当たりの除却工事費

(2) 非木造 除却工事を実施する年度における国の住宅局所管事業に係る標準建設費等の通知における非木造の1平方メートル当たりの除却工事費

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、補助対象事業開始までに、日野町空家等除却支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に別表第2に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、相当と認めるときは、速やかに日野町空家等除却支援事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請をした者に通知するものとする。

(計画変更、休止等の報告)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、計画の内容を変更しようとするときは、速やかに日野町空家等除却支援事業補助対象事業変更等申請書(別記様式第3号)によりその旨を町長に報告し、その承認または指示を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業を休止し、または廃止しようとするときは、日野町空家等除却支援事業補助対象事業休止・廃止申請書(別記様式第4号)によりその旨を町長に申請し、その承認または指示を受けなければならない。

3 町長は、前2項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、日野町空家等除却支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、日野町空家等除却支援事業補助金実績報告書(別記様式第6号)に、別表第2に掲げる書類を添付して、除却工事を実施する年度の2月末日までに町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受理し、適正であると認めるときは、交付すべき補

助金の額を確定し、速やかに日野町空家等除却支援事業補助金交付額確定通知書(別記様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の通知を受けた後速やかに日野町空家等除却支援事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

危険空家等評価基準表

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	配点
1	構造一般の程度	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	
		イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁 外壁の構造が粗悪なもの	25	
2	①床	ア 根太落ちがあるもの	10	
		イ 根太落ちが著しいものまたは床が傾斜しているもの	15	
	②基礎、土台、柱または梁	ア 柱が傾斜しているもの、土台または柱が腐朽し、または破損しているもの等小修理を要するもの	25	
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、または破損しているもの、土台または柱の数箇所に腐朽または破損がある等大修理を要するもの	50	
		ウ 基礎、土台、柱または梁の腐朽、破		

			損または変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		③外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽または破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽または破損により、著しく下地が露出しているものまたは壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		④屋根	ア 屋根葺き材料の一部に剥落またはずれがあり、雨漏りのあるもの	15	
			イ 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものまたは軒の垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	
3	防火上または避難上の構造の程度	①外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		②屋根	屋根が可燃性材料で葺かれているもの	10	
4	排水設備	①雨水	雨樋がないもの	10	
5	耐震基準	①建築年	昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの	20	
評価（配点の合計）					

（備考）

- 一の評定項目につき該当評定内容が2以上ある場合においては、当該評定項目についての評定は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。
- 各評定項目の配点の合計を危険空家等の評価とする。

別表第2（第2条、第7条、第10条関係）

補助対象事業	補助対象要件	交付申請書類	実績報告書類
<p>特定空家等除却工事</p>		<p>(1)見積書等工事の内容が分かる書類の写し</p> <p>(2)対象空家等の位置図</p> <p>(3)現況写真</p> <p>(4)固定資産税名寄台帳（申請日前3月以内に発行されたもの）</p> <p>(5)町税等の完納証明書（申請者分）</p> <p>(6)登記されている場合は、全部事項証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）</p> <p>(7)他の所有者等から委任を受けた者が申請するときは、他の所有者等の委任状</p> <p>(8)相続人が申請するときは、相続に関する書類一式（相続関係図、遺産分割協議書、相続関係を証するためのすべての戸籍謄本の写し等）。ただし、町長が特に認</p>	<p>(1)除却工事の請負契約書の写し</p> <p>(2)除却工事の領収書の写し</p> <p>(3)除却工事中および除却工事後の写真</p> <p>(4)確約書（別記様式第9号）</p> <p>(5)その他町長が必要と認める書類</p>

		める場合は、この限りでない。 (9)その他町長が必要と認める書類	
危険空家等除却工事	<p>危険空家等の所在する自治会と次に掲げる事項を記載した土地使用貸借契約書を締結すること。ただし、補助対象者と除却後の土地（以下、「跡地」という。）の所有権を有する者が異なる場合は、跡地の所有権を有する者が契約を締結すること。また、契約を締結する者以外に権利関係者が存する場合は、権利関係者の全員の同意を得て契約を締結すること。</p> <p>①跡地を10年以上無償で自治会に貸付けること。</p> <p>②①の期間中、跡地の売却または譲渡は有償無償を問わず行わないこと。</p>	<p>(1)見積書等工事の内容が分かる書類の写し</p> <p>(2)対象空家等の位置図</p> <p>(3)現況写真</p> <p>(4)固定資産税名寄台帳（申請日前3月以内に発行されたもの）</p> <p>(5)町税等の完納証明書（申請者分）</p> <p>(6)登記されている場合は、全部事項証明書（申請日前3月以内に発行されたもの）</p> <p>(7)他の所有者等から委任を受けた者が申請するときは、他の所有者等の委任状</p> <p>(8)相続人が申請するときは、相続に関する書類一式（相続関係図、遺産分割協議書、相続関係を証す</p>	<p>(1)除却工事の請負契約書の写し</p> <p>(2)除却工事の領収書の写し</p> <p>(3)除却工事中および除却工事後の写真</p> <p>(4)跡地の活用に関する土地使用貸借契約書（目的、有効期限、遵守事項などを定めたもの）の写し</p> <p>(5)確約書（別記様式第9号）</p> <p>(6)その他町長が必要と認める書類</p>

	<p>③貸付けを受けた自治会が維持管理を行い、営利を目的としない活用を行うこと。</p>	<p>るためのすべての戸籍謄本の写し等)。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(9)その他町長が必要と認める書類</p>	
--	--	--	--